

北九州市監査公表第12号

令和5年7月28日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 小林 一彦（令和5年6月30日辞任）、同 廣瀬 隆明、同 森本 由美（令和5年3月22日辞任）、同 渡辺 均（同前）、同 村上 幸一（令和5年3月23日就任）、同 奥村 直樹（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、建設局（各区役所まちづくり整備課を含む。）及び交通局の令和3年度及び令和4年度（令和4年4月から同年10月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和4年11月9日から令和5年5月11日まで

4 監査の結果

(1) 建設局（各区役所まちづくり整備課を含む。）

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア その他事務

(ア) 公の施設の指定管理事務について

(公園管理課)

公園管理課が実施した令和3年度の指定管理業務について、指定管理に関する年度協定書に定める期日までに、事業報告書の提出を受けていなかった。また、指定管理者の管理運営に対する評価を行うに当たり、事業報告書に掲載された決算報告の誤りを見過ごすなど、適正な審査を行っていなかった。

市指定管理者制度ガイドラインでは、指定管理者制度の適正かつ効率的な運用を行うため、指定管理者による管理運営の状況、実績などをチェックし、指定管理者の業務実績や提案、改善を的確に評価することとしている。また、指定管理者評価マニュアルでは評価に必要な資料として、指定管理者からの事業報告等を掲げている。

適正な事務処理をされたい。

なお、上記の指摘が複数の施設に及ぶことを踏まえ、指定管理に係る経理事務が適正に実施されるよう、有効な確認方法等について検討し、必要な措置を講じることが望まれる。

イ 支出事務

(ア) 資金前渡について

(水環境課)

水環境課で支払っていた継続的経費（駐車場代）について、令和2年度資金前渡金の精算残額を戻入せず、令和3年度に繰り越して支払に充て、さらにその残額を令和4年度に繰り越して支払に充てていた。

地方自治法では、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされている。

また、市会計規則では、会計の事務は、法令、条例およびこの規則の定めるところに従い、公正、確実かつ迅速に処理しなければならないこと、資金前渡者は用務終了後指定された日数以内に精算し、精算残額のあるときは直ちに会計管理者等に返納するものとされている。

適正な事務処理をされたい。

(2) 交通局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。